

駿河海岸新型離岸堤検討委員会規約

(名称)

第1条 本会は「駿河海岸次期新型離岸堤検討委員会」(以下「委員会」)と称する。

(目的)

第2条 本委員会は、駿河海岸における次期新型離岸堤の技術的課題に関する事項について検討し、新型離岸堤の構造・工法決定に資するものとする。

(構成等)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員により構成するものとする。

(会長)

第4条 委員会には委員の互選により委員長を置くものとする。

1. 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。
2. 会長に事故等のある場合は委員長があらかじめ指名する委員が会務を代行するものとする。

(運営)

第5条 委員会は、委員長が必要と認める時、若しくは委員から要請があった場合には、開催する。又、会議の議長は委員長がこれにあたる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局建設省静岡河川工事事務所に置くものとする。

(意見聴取)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外(参考人)に出席を求め、意見を聴取することが出来る。

(雑則)

第8条 この規約に定めない事項については、必要に応じて委員会の承認をえて、定めるものとする。

(付則)

この規約は、平成10年12月14日から平成11年3月31日までを施行期間とする。